（棚田地域振興法の一部改正）

第八条　棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第一号中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十二条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「棚田地域振興法」の下に「（令和元年法律第四十二号）」を加える。

（政令への委任）

第九条　附則第五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十四号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第九十条―第九十九条）」を「第七章　原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第九十条―第九十九条）
第八章　雑則（第百一条―第百五条）
第七章　新産業創出等研究開発基本計画（第九十条・第九十一条）
第八章　福島国際研究教育機構
総則（第九十二条―第九十六条）
第一節　通則（第九十二条―第九十六条）
第二節　設立及び職員（第九十七条―第九十九条）
第三節　業務（第百条―第百八条）
第四節　新産業創出等研究開発協議会（第百九条）
業務運営
第一款　業務（第百十条・第百十一条）
第二款　中期目標等（第百十二条―第百十七条）
財務及び会計（第百十八条―第百二十二条）
第五節　監督（第百二十三条・第百二十四条）
第六節　雑則（第百二十五条―第百二十八条）
第七節　福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第百二十九条―第百三十九条）
第九章　原子力災害からの福島復興再生協議会（第百四十条―第百四十四条）
第十章　雑則（第百四十五条―第百四十八条）
第十一章　罰則（第百四十九条―第百五十二条）」を

「
第七章　新産業創出等研究開発基本計画（第九十条）
第八章　雑則（第百一条―第百五条）
第九章　原子力災害からの福島復興再生協議会（第百六条―第百十五条）
第十章　福島国際研究教育機構
総則（第百十六条―第百二十条）
第一節　通則（第百十六条―第百二十条）
第二節　設立及び職員（第百二十一条―第百二十六条）
第三節　業務（第百二十七条―第百三十一条）
第四節　新産業創出等研究開発協議会（第百三十二条）
業務運営
第一款　業務（第百三十三条・第百三十四条）
第二款　中期目標等（第百三十五条―第百四十条）
財務及び会計（第百四十一条―第百四十五条）
第五節　監督（第百四十六条―第百四十八条）
第六節　雑則（第百四十九条―第百五十一条）
第十一章　罰則（第百五十二条―第百五十五条）」に、

第七条第六項中「地方公共団体」の下に「、福島国際研究教育機構」を加え、同条第八項中「第百二条ただし書」を「第百四十一条ただし書」に改め、同条第九項第二号中「実施主体」の下に「並びに福島国際研究教育機構」を加える。

第十七条の二第一項中「第九十三条」を「第百三十二条」に改める。

第百五条を第百四十四条とし、第百四条を第百四十三条とする。

第百三条中「法律」の下に「（第八章を除く。）」を加え、同条を第百四十二条とする。

第百二条中「この法律」の下に「（第八章を除く。）」を加え、同条を第百四十一条とする。

第百一条を第百四十条とする。

第九章を第十一章とする。

第八章中第百条を第百三十九条とする。

第八章を第十章とする。

第七章中第九十九条を第百三十八条とし、第九十二条から第九十八条までを三十九条ずつ繰り下げ、第九十一条の前の見出しを削り、同条を第百三十条とし、同条の前に見出しとして「（住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置）」を付し、第九十条を第百二十九条とする。

第七章を第九章とし、第六章の次に次の二章を加える。

第七章　新産業創出等研究開発基本計画

（新産業創出等研究開発基本計画の策定等）

第九十条　内閣総理大臣は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発（以下「新産業創出等研究開発」という。）並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策並びにこれらに関連する施策（以下「新産業創出等研究開発等施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画（以下「新産業創出等研究開発基本計画」という。）を定めるものとする。

2　新産業創出等研究開発基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　新産業創出等研究開発等施策についての基本的な方針

二　総合的かつ計画的に講ずべき新産業創出等研究開発等施策

三　前二号に掲げるもののほか、新産業創出等研究開発等施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　前項第二号の新産業創出等研究開発等施策については、当該新産業創出等研究開発等施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4　内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画の作成に当たっては、福島の自然的、経済的及び社会的な特性が最大限に活用されることとなるよう努めるものとする。

5　内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聴かなければならない。

6　内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発等施策の効果に関する評価を踏まえ、新産業創出等研究開発基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

8　第四項から第六項までの規定は、新産業創出等研究開発基本計画の変更について準用する。